

【法令名】

- 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

【掲載官報】	平成 22 年 12 月 3 日 号外 255 号 37 ページ
【法令番号】	平成 22 年 12 月 3 日 法律第 67 号
【管轄省庁】	農林水産省
【施行期日】	公布の日（平成 22 年 12 月 3 日）から施行 * 第 2 章の規定は、公布の日（平成 22 年 12 月 3 日）から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行
【法令のあらまし】	<p>1 法の趣旨（前文関係）</p> <p>一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す六次産業化の取組と、地域の農林水産物の利用を促進することによる国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の取組が相まって、農林漁業者の所得の確保を通じて農林漁業の持続的かつ健全な発展を可能とするとともに、農山漁村の活力の再生、消費者の利益の増進、食料自給率の向上等に重要な役割を担う。</p> <p>同時に、これらの取組は、農山漁村に豊富に存在する土地、水その他の資源の有効な活用、地域における食品循環資源の再生利用、農林水産物の生産地と消費地との距離の縮減等を通じ、環境への負荷の低減に寄与することが大いに期待される。</p> <p>このような視点に立ち、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等に関する施策を講じて農山漁村における六次産業化を推進するとともに、国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の促進に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。</p>

2 法の目的（第1条関係）

農林漁業の振興を図る上で農林漁業経営の改善及び国産の農林水産物の消費の拡大が重要であることから、農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化及び消費者の利益の増進を図るとともに、食料自給率の向上及び環境への負荷の少ない社会の構築に寄与することを目的とする。

3 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する基本理念を定めた。（第2条関係）

4 第2章で使用する用語の定義を定めた。（第3条関係）

5 農林水産大臣は、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する基本方針を定める。（第4条関係）

6 総合化事業計画の認定等（第5条及び第6条関係）

（一） 農林漁業者等は、総合化事業に関する計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。

（二） 総合化事業計画には、認定を受けようとする農林漁業者等以外の者の行う措置に関する計画を含めることができる。

7 研究開発・成果利用事業を行おうとする者は、研究開発・成果利用事業に関する計画を作成し、これを主務大臣に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。（第7条及び第8条関係）

8 農業改良資金融通法の特例（第9条関係）

（一） 認定総合化事業に農業改良措置を支援するための措置が含まれる場合に、6の（二）の農林漁業者等以外の者が行う当該措置を農業改良措置とみなして、農業改良資金融通法の規定を適用する。

（二） 認定総合化事業を行うのに必要な農業改良資金の償還期間及び据置期間を延長する。

9 林業・木材産業改善資金助成法の特例（第10条関係）

（一） 認定総合化事業に林業・木材産業改善措置を支援するための措置が含まれる場合に、6の（二）の農林漁業

者等以外の者が行う当該措置を林業・木材産業改善措置とみなして、林業・木材産業改善資金助成法の規定を適用する。

(二) 認定総合化事業を行うのに必要な林業・木材産業改良資金の償還期間及び据置期間を延長する。

10 沿岸漁業改善資金助成法の特例（第11条関係）

(一) 認定総合化事業に近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入を支援するための措置が含まれる場合に、6の(二)の農林漁業者等以外の者が当該措置を行うのに必要な一定の資金を沿岸漁業改善資金助成法第2条第2項の経営等改善資金とみなして、同法の規定を適用する。

(二) 認定総合化事業を行うのに必要な一定の経営等改善資金の償還期間及び据置期間を延長する。

11 農地法の特例（第12条関係）

認定総合化事業計画又は認定研究開発・成果利用事業計画に従って農地を農地以外のものにする場合には、農地法第4条第1項の許可があったものとみなすこと等とした。

12 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の特例（第13条関係）

認定総合化事業計画に従って行われる草地の形質の変更であって、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の規定による届出をしなければならないものについては、当該規定による届出をしたものとみなすこと等とした。

13 都市計画法の特例（第14条関係）

市街化調整区域内において認定総合化事業計画に従って行われる開発行為は、都市計画法第34条の規定の適用については、同条第14号に掲げる開発行為とみなすこと等とした。

14 食品流通構造改善促進法の特例（第15条関係）

食品流通構造改善促進機構が、食品の製造等の事業を行う者が実施する認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業に必要な資金の借入れに係る債務保証等の業務を行うことができる。

15 野菜生産出荷安定法の特例（第16条関係）

認定総合化事業計画に従って産地連携野菜供給契約に基づく指定野菜の供給の事業を行う者を登録生産者とみなして、野菜生産出荷安定法第12条の規定を適用する。

16 種苗法の特例（第17条関係）

農林水産大臣は、認定研究開発・成果利用事業の成果に係る出願品種に関する品種登録出願について、その出願者が一定の要件を満たす者であるときは、出願料を軽減し、又は免除することができること等とした。

17 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する国及び地方公共団体の施策等について定めた。（第18条～第20条関係）

18 第3章で使用する用語の定義を定めた。（第25条関係）

19 地域の農林水産物の利用の促進に関する基本理念（第26条～第33条関係）

地域の農林水産物の利用の促進は、生産者と消費者との結びつきを強めること、地域の農林漁業及び関連事業の振興により地域の活性化に資すること、消費者の豊かな食生活の実現に資すること、食育と一体的に推進すること、都市と農山漁村の共生・対流と一体的に推進すること、我が国の食料自給率の向上に寄与すること、環境への負荷の低減に寄与すること及び多様な主体の連携の強化等によりその一層の促進を図ることを旨として行われなければならない。

20 地域の農林水産物の利用の促進に関する国及び地方公共団体の責務について定めた。（第34条及び第35条関係）

21 生産者等、事業者及び消費者は、基本理念にのっとり、地域の農林水産物の利用に取り組むよう努める。（第36条～第38条関係）

22 地域の農林水産物の利用の促進に関する政府の財政上及び金融上の措置等について定めた。（第39条関係）

23 農林水産大臣は、地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針を定める。（第40条関係）

24 都道府県及び市町村は、地域の農林水産物の利用の促進についての計画を定めるよう努める。（第41条関係）

25 地域の農林水産物の利用の促進に必要な基盤の整備（第42条関係）

（一） 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するため、地域の農林水産物の利用の促進に寄与する農林水産物の生産、加工、流通、販売等のための施設等の基盤の整備に必要な施策を講ずるよう努める。

（二） 国の行政機関の長又は都道府県知事は、土地を促進計画の趣旨に適合する直売所の用に供するため、農地

WestlawJapan 法令あらまし

	<p>法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該直売所の設置の促進が図られるよう適切な配慮をする。</p> <p>26 直売所等を利用した地域の農林水産物の利用の促進（第43条関係）</p> <p>27 学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進（第44条関係）</p> <p>28 地域の需要等に対応した農林水産物の安定的な供給の確保（第45条関係）</p> <p>29 地域の農林水産物の利用の取組を通じた食育の推進等（第46条関係）</p> <p>30 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の推進に寄与する人材の育成等を図るため、研修の実施等の必要な施策を講ずるよう努める。（第47条関係）</p> <p>31 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、地域の農林水産物の利用に関する広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努める。（第48条関係）</p> <p>32 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用を促進するための施策の総合的かつ効果的な実施を図るため、地域の農林水産物の利用の取組に関連する環境への負荷の低減の度合いを適切に評価するための手法の導入等に関する調査研究等の必要な施策を講ずるよう努める。（第49条関係）</p> <p>33 多様な主体の連携等（第50条関係）</p> <p style="padding-left: 2em;">（一） 国は、地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するため、関係府省相互間の連携の強化を図るとともに、多様な主体が相互に連携して地域の農林水産物の利用に取り組むことができるよう必要な施策を講ずる。</p> <p style="padding-left: 2em;">（二） 地方公共団体は、その地域において、多様な主体が相互に連携を図ることにより地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するために必要な施策を講ずるよう努める。</p> <p>34 政府は、この法律の施行後5年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。（附則第2条関係）</p>
【改正される法令】	なし